

第5章 地球温暖化防止実行計画（区域施策編）

5. 1 地球温暖化問題

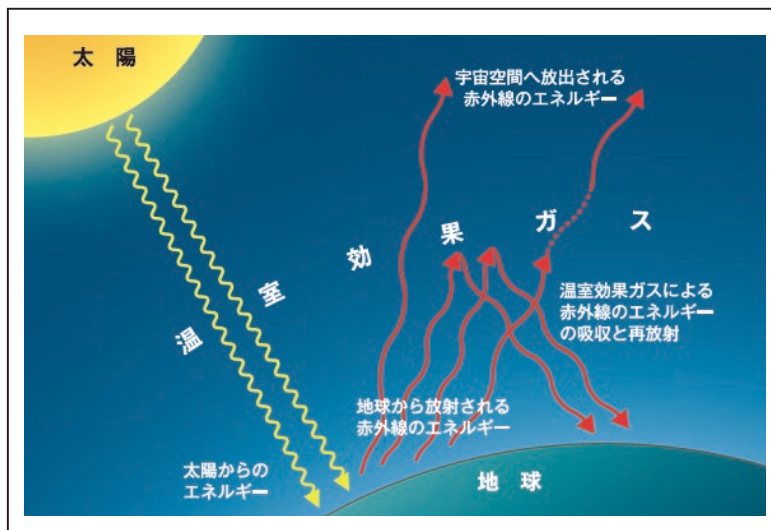
地球温暖化による影響は、単に気温が上がることにはとどまらず、世界の各地で、その影響とみられる変化の傾向がすでに生じています。大規模な台風やハリケーン、干ばつなどの異常気象、溶けつつある極地や氷河の氷、異変が生じている生態系など、世界規模で地球温暖化による影響が及んでいます。こうした現象のなかには、我々人間の生命や財産を脅かしたり、生物を絶滅の危険にさらしたりするものも、決して少なくはありません。

（1）地球温暖化とは

地球は、太陽のエネルギーで温められています。温められた熱の多くは宇宙へ出ていきますが、一部の熱は、大気中の二酸化炭素などに吸収されます。そして、再び地球表面に熱を放出することにより、地球の平均気温を 14°C 程度に保っています。このような働きをする物質のことを、温室効果ガスといいます。

もし、大気中に温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス 19°C くらいになるといわれています。大気中に適量の温室効果ガスがあることで、生き物が生きていきやすい環境になっているのです。

しかし、温室効果ガスが増えすぎると、大気中に捕まえられる熱の量が増え、宇宙へ放出される熱の量が減るため、地球全体の気温が上がってしまいます。これが「地球温暖化」です。



【表 5-1 温室効果のメカニズム】

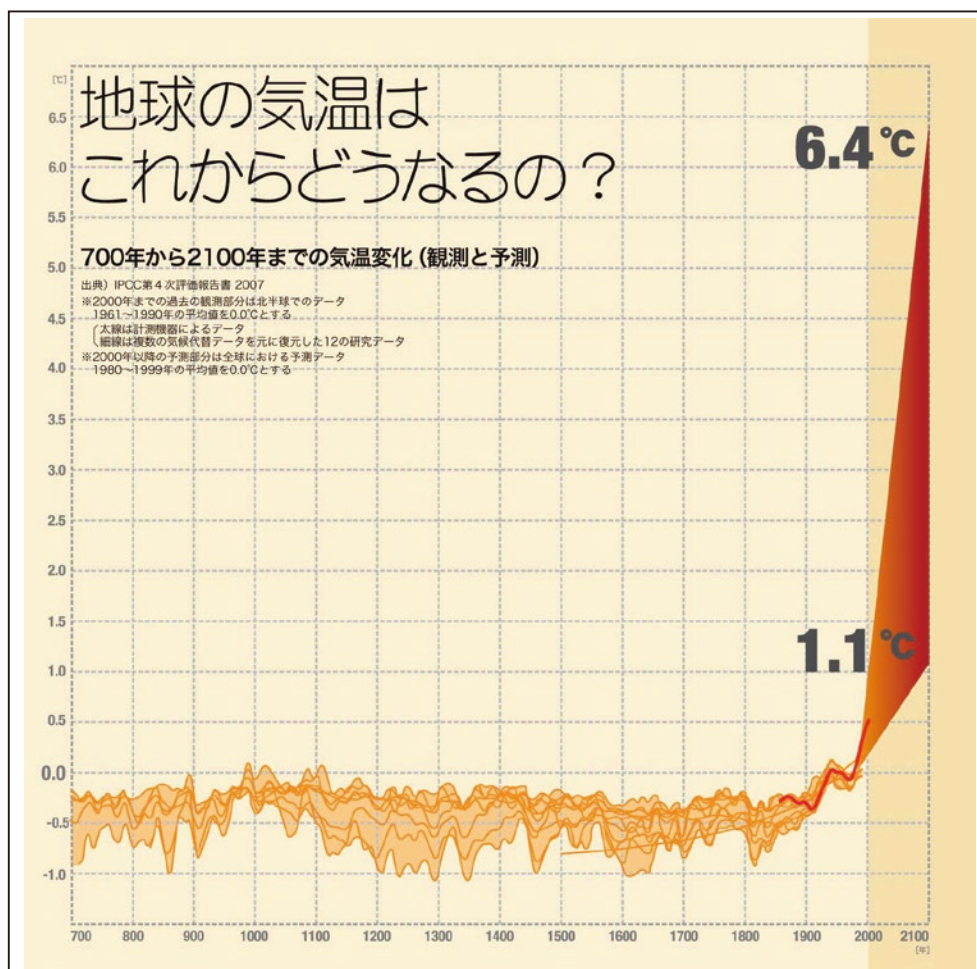
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

コラム24 温室効果ガスとは

地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つことを「温室効果」と言います。大気中に拡散された温室効果をもたらす気体のことを「温室効果ガス」と言います。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタン、フロンガスなどが、人為的な活動によって増加の傾向にあります。

(2) 地球温暖化の現状

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書によると、過去100年間でみると、世界の平均気温が0.74℃上昇しており、最近50年の気温上昇は過去100年の上昇速度のほぼ2倍に相当します。このまま温暖化が進むと、21世紀末までに地球の平均気温は約1.1℃～6.4℃上昇し、また、平均海面水位は18cm～59cm上昇するものと推測されています。



【表5-2 気温変動（観測と予測）】

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(3) 地球温暖化による影響

このまま地球温暖化が進むことにより、さまざまな影響が懸念されています。その例は以下のとおりです。

海面上昇

海水の熱膨張や氷河の融解により、予測どおり平均海面水位が上昇すると、熱帯・亜熱帯の島等、標高の低い地域が水没したり、海岸の砂浜が消滅する恐れがあります。

異常気象の増加

豪雨や台風、ハリケーン等により、洪水や高潮等の被害が増加する一方、内陸部等、干ばつにより砂漠化が進行する地域も出てきます。

生態系の異変

環境の変化により、住む場所を奪われた生物は絶滅の危機にさらされます。

感染症の流行

マラリア等の熱帯性感染症の発生範囲が広がり、被害が拡大する恐れがあります。

食糧危機

気候の変化に加え、病虫害の増加等により穀物の生産が減少し、世界的な食糧難を招く恐れがあります。

5. 2 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく計画です。本計画では宇治田原町全域における地球温暖化対策に関する具体的な方針を示し、住民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを推進することを目的に、「宇治田原町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を策定するものです。

5. 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 26(2014)年度から平成 35(2023)年度とします。また、本計画の基準年度および目標年度は以下のとおりとします。

■ 基準年度 ■

基準年度については「第 6 章 数値目標の設定」における現状数値の設定の考え方と同様に、設定年度データの把握が可能な直近年度である 平成 22(2010)年度を基準年度とする。

■ 目標年度 ■

目標年度については「宇治田原町第 2 期環境保全計画（地球温暖化防止実行計画（区域施策編）含む）」の終了年度である平成 35(2023)年度とします。

なお、地球温暖化対策は、国や京都府の取組と連携した一体的な対策が必要であり、社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間中においても、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

5. 4 計画の対象範囲、分野

本計画は町域全域を対象とし、すべて住民、事業者と行政を対象とします。対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)とします。

算出対象とする部門については表 5-3 に示しているとおり、産業、家庭、業務、運輸、廃棄物の 5 部門とします。

【表 5-3 対象とする部門】

部 門	定 義 (対 象)
産 業 部 門	第 1 次産業(農林業)・第 2 次産業(製造業、建設業、鉱業)での排出 ※ 運輸に関するものは除く(営業用貨物等)
家 庭 部 門	家庭での排出 ※ 自家用車は除く
業 務 部 門	産業・運輸部門に属さない、第 3 次産業(卸・小売業、飲食店、サービス業、医療、公務など)での排出 ※ 運輸に関するものは除く(営業用貨物等)
運 輸 部 門	人の移動や物資輸送での排出 (自動車全般)
廃棄物部門	廃棄物処理での排出

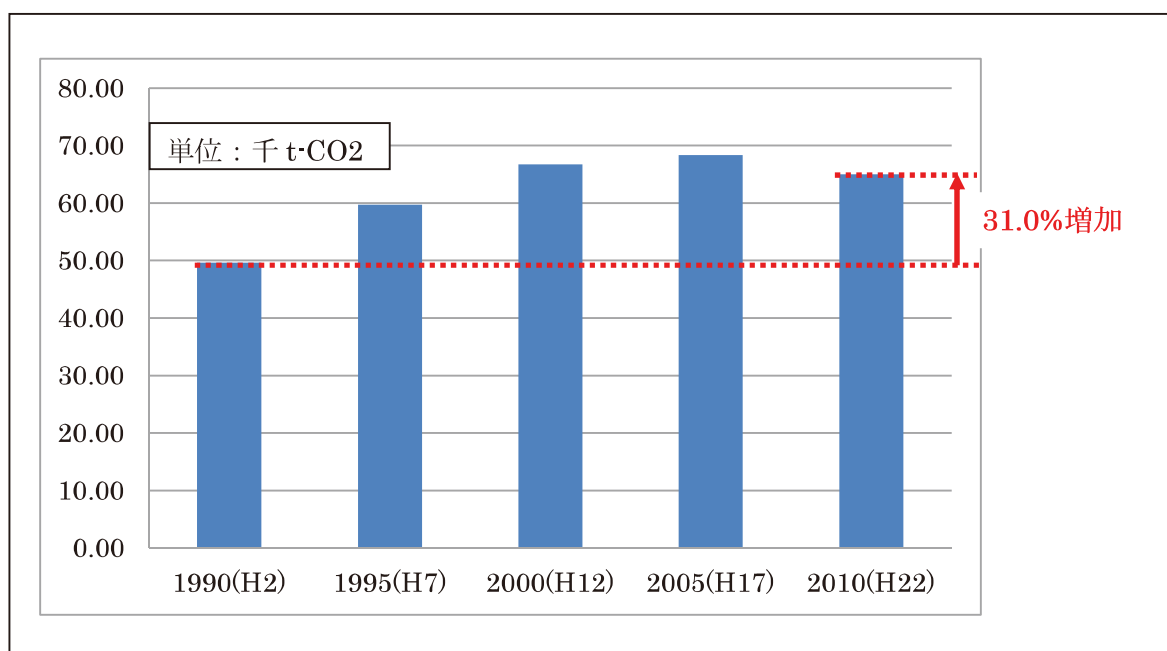
5. 5 温室効果ガスの排出状況

宇治田原町における平成 22(2010)年度の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は 64.99 千 t-CO₂ であり、平成 17(2005)年度をピークに減少傾向にあります。しかし、京都議定書基準年度の平成 2(1990)年度の排出量と比べると、平成 22(2010)年度で 31.0%増加しています。

分野別の排出量を見ると、産業部門では基準年比で 78.9%の増加、運輸部門で 27.9%の増加となっています。一方で、家庭部門で 15.2%の減少、業務部門で 7.0%の減少となっています。また、廃棄物部門では基準年度と±0%となっています。

【表 5-4 宇治田原町の温室効果ガス(二酸化炭素) 排出状況】(単位: 千 t-CO₂)

項目	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2010/1990 H22/H2
総排出量	49.62	59.73	66.76	68.33	64.99	+31.0%
産業	16.15	25.64	28.11	29.68	28.90	+78.9%
農林水産業	0.87	0.88	1.03	0.97	1.50	+72.4%
建設業・鉱業	1.36	1.59	1.67	1.19	1.15	-15.4%
製造業	13.92	23.17	25.41	27.52	26.25	+88.6%
家庭	9.02	6.34	7.21	8.59	7.65	-15.2%
業務	8.05	8.02	8.43	8.07	7.49	-7.0%
運輸(自動車)	16.30	19.61	22.87	21.88	20.85	+27.9%
廃棄物	0.10	0.12	0.14	0.11	0.10	±0%

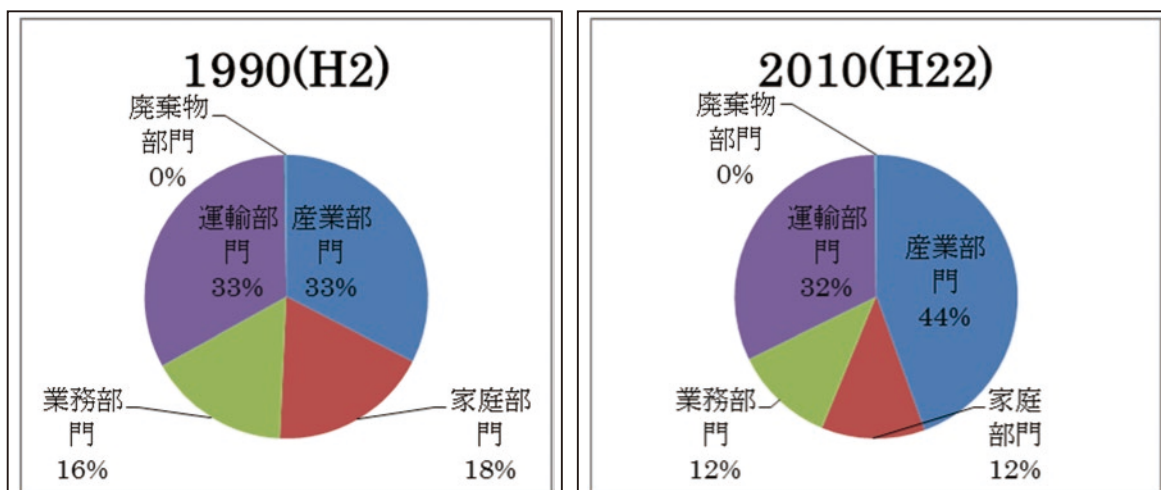


温室効果ガスの算定について

本計画では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版 平成22年8月（環境省）」の手法に基づき、排出量の算定を行っています。

宇治田原町の総温室効果ガス排出量の分野別の割合を見ると、平成2(1990)年度では、運輸部門と産業部門がそれぞれ33%を占め、次いで家庭部門が18%となっています。平成22(2010)年度では、産業部門が全体の44%を占め、次いで運輸部門が32%となっています。全体の割合で産業部門が11%増える一方で、家庭部門が6%減少。業務部門が4%減少しています。

【表 5-5 分野別の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出割合】



5. 6 宇治田原町における温室効果ガス(二酸化炭素)の将来予測

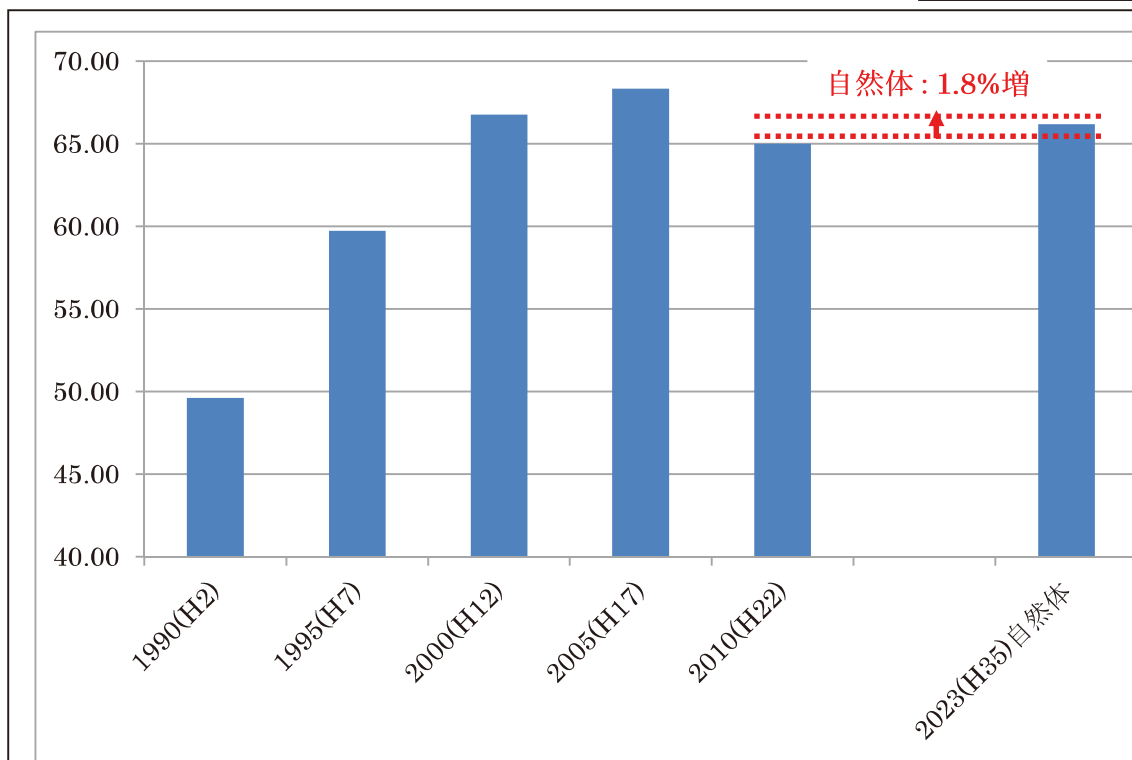
宇治田原町における温室効果ガス(二酸化炭素)の排出の現状を踏まえ、将来の予測を行ないます。算出にあたっては「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版」に基づき行いました。

将来的な変化を自然体ケース(追加的な温暖化対策を実施せず、現状のまま推移した場合)で推計すると、平成35(2023)年度で66.17千t-CO₂となり、基準年度である平成22(2010)年度と比較して、1.8%の増加となります。

なお、排出量の現状及び推移を踏まえ、宇治田原町の削減目標は「第6章 数値目標の設定」に示しています。

【表 5-6 温室効果ガス（二酸化炭素）の将来予測】

単位：千 t-CO₂



5. 7 温室効果ガスの削減に向けた取組

ここでは、宇治田原町環境保全計画の取り組みの中で、とりわけ温室効果ガス削減対策にかかわりの深い取り組みを整理し、温室効果ガス削減に向けた各主体の具体的な行動を示します。

① エネルギーを効率的に利用しよう

具体的な行動	住 民	事業者	行 政
節電を行います。 (例：エアコンの設定温度に気をつける。使わない照明はこまめに消す。テレビを省エネモードに設定。)	○	○	○
省エネルギー行動を行います。 (例：クールビズ。ウォームビズ。マイバック。)	○	○	○
節水を行います。 (例：雨水を水やりや洗車に利用。風呂水の再利用。節水製品の利用。)	○	○	○
環境マネジメントシステムに取組みます。 (例：ISO や KES の取得。)		○	○

省エネルギー製品を積極的に導入します。 (例：高効率照明(LED 等)。高効率給湯器(エコキュート等))	○	○	○
再生可能エネルギーを積極的に導入します。 (例：太陽光発電システム、薪ストーブの利用。)	○	○	○

② 地域の自然を大切にしよう

具体的な行動	住 民	事業者	行 政
緑化を行います。 (例：緑のカーテン。敷地内に草木を育てる。)	○	○	○
森林や農地の保全を行います。 (例：森林の下刈りや間伐。広葉樹の植栽。)	○	○	○
地元産農林作物を積極的に利用します。	○	○	○
自然を守り育てるイベントを行います。 (例：自然観察会。農林イベント。モデルフォレスト。)	○	○	○
自然を守り育てるイベントに参加します。	○	○	○

③ 資源を大切にしよう

具体的な行動	住 民	事業者	行 政
食品ごみの減量を行います。 (例：生ごみの水切り。食べ残しはしない。エコクッキング。生ごみのたい肥化。)	○	○	○
マイバック、マイ箸、マイボトル、マイカップを持参します。	○	○	○
ごみはルールに従い分別、処理します。	○	○	○
リサイクル(再生利用)を行います。 (例：古紙集団回収。天ぷら油の回収。フリーマーケット。)	○	○	○
リユース(再使用)を行います。 (例：使い捨て製品を控える。ミスコピーの再使用。)	○	○	○
必要なものを必要な分だけ購入します。	○	○	○
環境に配慮した製品を選びます。 (例：環境ラベルの表示された製品を購入。)	○	○	○

④ 地球にやさしい交通について考えよう

具体的な行動	住 民	事業者	行 政
エコドライブを行います。 (例：アイドリングストップ。急発進や急ブレーキをしない。)	○	○	○
自動車の利用を控えます。 (例：公共交通機関の利用。徒歩や自転車での移動。)	○	○	○
エコカーを積極的に導入します。 (例：ハイブリッド車や電気自動車などの低燃費、低公害車を導入。)	○	○	○

コラム25 「わたしのエコ行動宣言」とは

宇治田原町では、「エコパートナーシップうじたわら」と連携して、環境にやさしい社会の実現をめざし、一人ひとりの環境に配慮した行動の実践を推進するため、「わたしのエコ行動宣言」登録者を募集しています。エコ行動の実践に参加してみませんか。

【わたしのエコ行動宣言の内容】

① 使用していない部屋のあかりは、こまめに消します。
② テレビを見ていない時は、主電源を節約します。
③ 外気や太陽光を、室温調整にうまく利用します。
④ 冷蔵庫の詰め過ぎや、扉の無駄な開閉を控えます。
⑤ 食材は無駄なく買って、使い切ります。
⑥ 魔法瓶などの、保温器具を上手に利用します。
⑦ 食器は余分な汚れを拭き取ってから、洗います。
⑧ ごみの分別を、きちんとします。
⑨ 使い捨て商品を利用しないなど、ごみの減量に努めます。
⑩ マイバッグ、マイ箸などを使います。
⑪ 洗濯はまとめて洗います。
⑫ 風呂の残り湯を、有効に利用します。
⑬ 入浴時や、食器洗いの時などに節水をします。
⑭ リサイクル品等、環境にやさしい商品を購入します。
⑮ 省エネに配慮した製品を購入します。
⑯ 駐停車中は、アイドリングをストップします。
⑰ 車の運転時には、急ブレーキや急発進をしません。
⑱ カーエアコンの使用は、控えめにします。